

貨物コンテナを活用した自転車輸送実証実験業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

本市では、これまで地方創生の柱に自転車を軸とした観光振興を掲げ、各種取組を進めてまいりましたが、国内からの宿泊を伴うビワイチサイクリストの集客や、アフターコロナを想定したインバウンド市場の再開に向けて、長期滞在と海外誘客の受入の観点では、大型荷物である自転車の輸送方法が確立していないことが課題として挙げられます。

また、自転車は二酸化炭素を排出しないアクティビティではありますが、目的地までの輸送はほとんどが自家用車によるものであり、サステナブルツーリズムの観点から、貨物コンテナを活用した自転車輸送の検討を行うもので、自立した事業展開に向け輸送の日数・コスト、輸送対象物の安心安全な輸送に向けての課題、また将来的な自転車以外の輸送の可能性の整理等について社会実証実験を実施するものです。

2 業務名

貨物コンテナを活用した自転車輸送実証実験業務

3 履行場所

守山市役所ほか

4 業務内容

別紙「貨物コンテナを活用した自転車輸送実証実験業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 900,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和 4 年 11 月 30 日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、貨物コンテナによる自転車輸送を鉄道事業者や運送事業者間との調整、連携を行う中、県外・海外からの観光誘客を目指す地域をあげた受入体制整備と機運醸成を目指すものであり、業務を遂行する上で事業者の企画や技術力、遂行能力を踏まえる必要があり、価格競争にそぐわないことから公募プロポーザルによる事

業者選定を行うことを予定しています。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項発表	令和4年4月22日（金）
・質問締切	4月28日（木）
・質問回答	5月9日（月）
・提案書提出期限（必着）	5月23日（月）
・予備審査（予定）	5月24日（火）
・予備審査結果通知（予定）	5月25日（水）
・本審査（予定）	5月26日（木）
・最終審査結果通知（予定）	5月30日（月）

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「貨物コンテナを活用した自転車輸送実証実験業務特記仕様書の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとにプレゼンテーション審査を行う。募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件を審査し、要件を満たした者に対し提案書にもとづき審査する。なお、審査結果については、令和4年5月30日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、本業務の実施方針や全体的なコンセプトなどについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題、対応策について

アフターコロナを想定したインバウンド市場の再開に向けて、国・県の動向や社会情勢を踏まえたうえで、国内外からの自転車輸送の現状を把握し、客層の動向等を分析しつつ、受け皿となる本市湖岸エリアの施設の受け入れ態勢に

ついて調査し、課題や対応策をまとめること。

ウ 実施要項において、審査項目についてはあらかじめ公表している。今回実施する業務の企画内容について、審査項目や特記仕様書および上記ア、イを踏まえてそれぞれ簡潔まとめ、わかりやすく記載すること。なお、審査項目や仕様書に定めた内容が企画書に記載のない場合、当該項目の審査において減点となる可能性がある。

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

仕様書に定めていない事項、あるいは今後本市の進める自転車を軸とした観光施策にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、万が一追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

オ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ) なお、今般採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各3部

次の書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子媒体（CD-R 1部）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）

③ 提案者実績（提案様式3）

④ 提案者実施体制（提案様式4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和4年5月23日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市 都市経済部 地域振興課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和4年4月28日（木）午後5時までに上記12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5) 提出場所の窓口および市のホームページで5月9日（月）を目途に掲載する。

14 予備審査の実施および結果通知

(1) 予備（書類）審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに予備審査を行い、3社程度を選定後、令和4年5月25日以降に予備審査結果を通知することとし、予備審査通過者には本審査の実施を通知する。

なお、参加を希望する者が3社程度かそれ未満であった場合、要件の審査のみを行うこととし、予備審査は実施しない。

(2) 審査員構成

予備審査は、担当部職員の3人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における業務企画への期待度
- エ 実証実験の企画内容および本市湖岸エリアでの実現性、期待度
- オ 業務実施体制やスケジュールの計画性、妥当性
- カ 事業者の業務意欲、積極性（提案書全体）
- キ 見積金額の評価

15 プロポーザル審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに、書類審査により業者を決定し、令和4年5月30日以降に審査結果を通知する。提案書内容等について、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市担当部職員から3人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 業務実施体制や実施工程の妥当性、実現性
- ウ 本業務への理解度（業務方針、現状と課題分析含む）
- エ 年度内における企画・実施内容の計画性、実効性、期待度
- オ 実証実験の企画内容および本市湖岸エリアでの実現性、期待度
- カ 実施結果の事業調査・分析、意見交換会等業務への事業者関与度
- キ メディア・SNSを活用した情報発信・配信の創意工夫、効果見込み
- ク 本市にとって有益な追加提案事項の実現性、期待度
- ケ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性（提案書のわかりやすさ）
- コ 見積金額の妥当性

(4) 選定

- ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定する。
- イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。
- ウ なお、最優秀得点者であっても、審査員の合計得点が満点に対し6割に満たない場合は該当者なしとする。

(5) 最終審査結果の通知

令和4年5月30日（月）以降に本審査の対象者すべてに審査結果の通知文を送る。

16 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。
- (5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

17 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市都市経済部地域振興課までその旨を記載した苦情申立書（提案様式8）にて提出すること。

18 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

19 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出、企画書審査およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

20 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市 都市経済部 地域振興課 担当：西村
電話 077-582-1165
FAX 077-582-0539
E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp